

りなく、労働による怪我または疾病のさいにほとんど同等の保護を受けられるようになる。また、これは現行制度では行ない得ない同等の義務をすべての雇主に對して課することになり、進展する産業の変化に州プログラムをスムーズに対応せしめることになる」と語った。

全米委員会の調査で、現在33州における給付レベルが標準以下であること、および1,500万人以上の労働者が補償法による保護を適用されていないことが明らかになった。

#### 法案への反対意見

法案は公聴会で数人の証人によって鋭く批判された。S2008は「重大な欠陥」のあるもので「気がすまない」と結論づけながら、シカゴ大学商学部の教授で全米委員会の前委員長であるバートン・ジュニア John F. Burton Jr. は、連邦の活動に関する提案された日程表、提案された基準の若干の範囲、および必要経費について批判した。

Burton は、委員会により提案された19の基本的な基準を遂行するために、1975年7月1日までに州に与えられる勧告について「私の考えでは、1975年には連邦基準が完全に支持されるようにすることは重要なことであろう。したがって、連邦議会や政府の活動の日程を無理に急がせることで、連邦基準についての十分な理解に達しないまま完全な支持を得られないような事態になることはさけるべきである」と、公聴会を開催するための小委員会の動きを批判している。

また、アメリカ保険協会のジョーンズ T. Lawrence Jones 会長は、連邦の最低基準を設けるという見解は支持するが、S2008は労働者災害補償制度の完全な運用に非常に有害な影響を及ぼすことになると述べている。彼は、連邦基準に依拠していかなる州にも波止場人足法を適用するという規定について「これは採用する必要がないと思う……単に若干の被用者に保護を拡張するために、種々の問題のある補償制度を適用するのは考えものである」と批判した。

今後の法案審議が注目される。

## 労働市場と婦人、 高齢者の問題

(西ドイツ)

連邦労相アレント Arendt は新聞記者会見で最近の西ドイツの労働力の逼迫と労働市場について次のような見通しを述べた。

連邦政府が現在問題にしているのは完全雇傭の確保ということで、このため失業率が、今のところ2.4%程度で比較的安定しているが、これを0.7ないし1.2%にまで下げることが目標である。そこで長期的には次の点が政策の重点として考えられる。

1. 1980年の就業人口は2,700万人と推定される。もっとも失業者の60%は季節的、摩擦的なもので、さほど影響はない。職業教育、職業紹介を強化してゆかねばならない。
2. 特に重要なのは婦人であって、このうち35~50歳の婦人はかなり労働市場に復帰してくるが、若い女性で幼児をかかえているのは獲得が困難である。いずれにせよ広範に職業教育の必要がある。
3. 比較的高齢の被用者に対しては職場の確保に努めなければならない。教育のない労働者、見習い労働者に比較的高齢の失業者が多いことは常に認められることである。高齢の就職者は、可動的老齡退職年制度があるがさらに数年就業し、退職を先に延ばすとかパートタイマーとして働くようにすることが期待される。
4. 障害者は極めて限られた条件で、外国人労働者その他の労働市場の補ないとしてしか考えられない。しかしリハビリテーションその他の予防的処置は改善

してゆかねばならない。

5. 外人労働者の問題は長期的には極めて困難である。流入、滞在あるいは移動の場合の処置が問題である。外人労働者の家族は重要な労働力となるが、さらに重要なのは融合問題で、住宅、ドイツ語教育、職業紹介、不法行為の撲滅等である。
6. 政策上の問題としては、景気や季節的変動の影響を受けない、高収入の長期的職場をつくり出すことである。

Die Welt, 1974, 6, 1/2,

(安積鋭二 国立国会図書館)

## 新年度予算にみる社会保障

(イギリス)

1974年3月27日に行われたヒーリー蔵相の予算演説は、近年の予算演説としては最も長いものであった。この演説で、蔵相は、英国の経済困難に対処し、過去数年に著しく欠けてきた国民の連帯観を回復せんがための戦略のあらましをのべている。彼は、積極的なインフレ対策に組織労働者の支援を得ることを望みかつ年金引上げ、食糧補助金の増額および税の再分配についてのTUCの要求を遂行することを明らかにした。

「本予算案に概略しめられた社会保障諸給付について検討すれば、国民保険制度が最も大きく伸びている」とカースル社会サービス相が述べている。それは、12億5千万ポンドの費用で1,150万の人びとをうるおすことになっており、その迅速さとそのスケールは殆んどの人びとが可能とは信じ難いものだ、と自賛して

いる。

「それは、年金受給者およびその他の受給者の生活水準を恒久的に押し上げんとする現政府の決断を立証するものである。その対象となる人びとは、恵まれない境遇にある人びと、低所得者、つねにわが国の経済困難の犠牲となって谷間に残されている人びとである。」とし、「これらの人びとこそ、最優先の受給者であって最後にとり残さるべきではない」と述べている。

年金の平均引上げ率は29パーセントとなり、将来は毎年、平均勤労所得に応じて引上げられることになろう。来年の給付再審査は秋でなく夏に行うとし、「今回の大幅引上げは、将来は勤労所得の伸びにあわせることこそ単なる生活費に対応させることよりも年金受給者を助けることになることを約束しているものだ」と述べている。

今回、カースル社会サービス相が明らかにした社会保障給付改善の詳細によると、一時的な社会保障受給者と長期的な受給者とは将来きわめてはっきりした区別がなされることを示している。また、使用者に国民保険の費用の大きな割合を負担せしめる方向にむかうことになる。

退職年金、寡婦および廃疾年金などの長期給付は失業、傷病の給付、および補助給付よりも週1ポンド多く引上げられる。大臣としては、その区別が社会保障の恒久的特徴とするかどうかについてはまだ決めていない、と述べている。

国民保険拠出の改正は8月5日施行の予定とされ、使用者の負担は定額で44ペンスとなる見込みである。被用者の定額分負担は9ペンス減るが、その大部分は比例年金拠出率の引上げで相殺されることになろう。被用者への影響は、325万人が負担減、同数が現在と変わらず、1,600万人は負担増となろう。

施行後の1974-75年の8か月における国民保険基金の収入内訳は、使用者より4億500万ポンド、被用者より8,500万ポンド、自営者より2,500万ポンド、国庫より1億ポンドとなる。

年金受給者に対する所得制限は週3.50ポンド引上げて週13ポンドに緩和される。これに要する費用は平年度で900万ポンド。補助給付制度にもとづく暖房手当そ